

和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について

(答申)

平成22年2月

和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会

## 目 次

### はじめに

1 . 現状	2
( 1 ) 児童・生徒数と学校数の推移	
( 2 ) 学校規模の現状	
( 3 ) 通学距離・通学時間の現状	
2 . 目的、必要性	5
( 1 ) 学校規模によるメリット、デメリット	
( 2 ) 学校の適正規模化の必要性	
( 3 ) 学校の適正規模化の課題と不安要素	
3 . 基本的な考え方	8
( 1 ) 適切な児童・生徒集団の確保	
( 2 ) 地域との関わり	
( 3 ) 適正規模化・適正配置の手法	
( 4 ) 適正規模化・適正配置を行う上での留意点	
4 . 適正規模化・適正配置の方策	11
( 1 ) 小規模校に対する方向性	
( 2 ) 大規模校に対する方向性	
5 . 当面の具体的な取り組み	12
( 1 ) 児童・生徒数の減少についての問題提起	
( 2 ) 当面の具体的な取り組み	
( 3 ) 会議で出されたその他の意見	

### おわりに

関係資料	19
------	----

## はじめに

和歌山市では、昭和40年代から60年代にかけて、児童・生徒数の増加に対応するため次々と小学校や中学校が新設された。しかし、近年は、大規模宅地開発に伴う児童増により新設される学校が一部にあるものの、全体的には少子化の進行により児童・生徒数が減少しており、特に市中心部や市周辺部で小規模化した学校が増えている。

このような児童・生徒数の減少や小規模校の増加は全国的な傾向であり、学校の活力や教育効果を維持する上で様々な課題が生じている。このため、多くの自治体で、子どもたちにとってより良い教育環境を整備しようと、通学区域の変更や学校の統廃合を含めた様々な取り組みがなされている。和歌山県でも、平成18年6月に和歌山県教育委員会が「公立小・中学校の適正規模化について(指針)」をとりまとめ、その中で、適正規模化について検討することの必要性が示された。

和歌山市においては、今後さらに児童・生徒数が減少していくことが予想され、市立小・中学校の適正規模や適正配置等に関連する事項を調査検討する必要があることから、平成20年7月、「和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会」(以下、「委員会」という。)が設置され、和歌山市教育委員会から「和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について」の諮問を受けた。

委員会では、設置以来8回の会議を開催し、「児童・生徒にとっての望ましい教育環境」という視点を基本に、市立小・中学校の現状、今後の児童・生徒数の予想、通学区域の状況、学校と地域との関係、教員・保護者・市民の意識、国・県・他都市の動向等をもとに、和歌山市立小・中学校の適正規模や適正配置について検討してきた。

ここに、その結果を「和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について(答申)」としてとりまとめ、報告する。

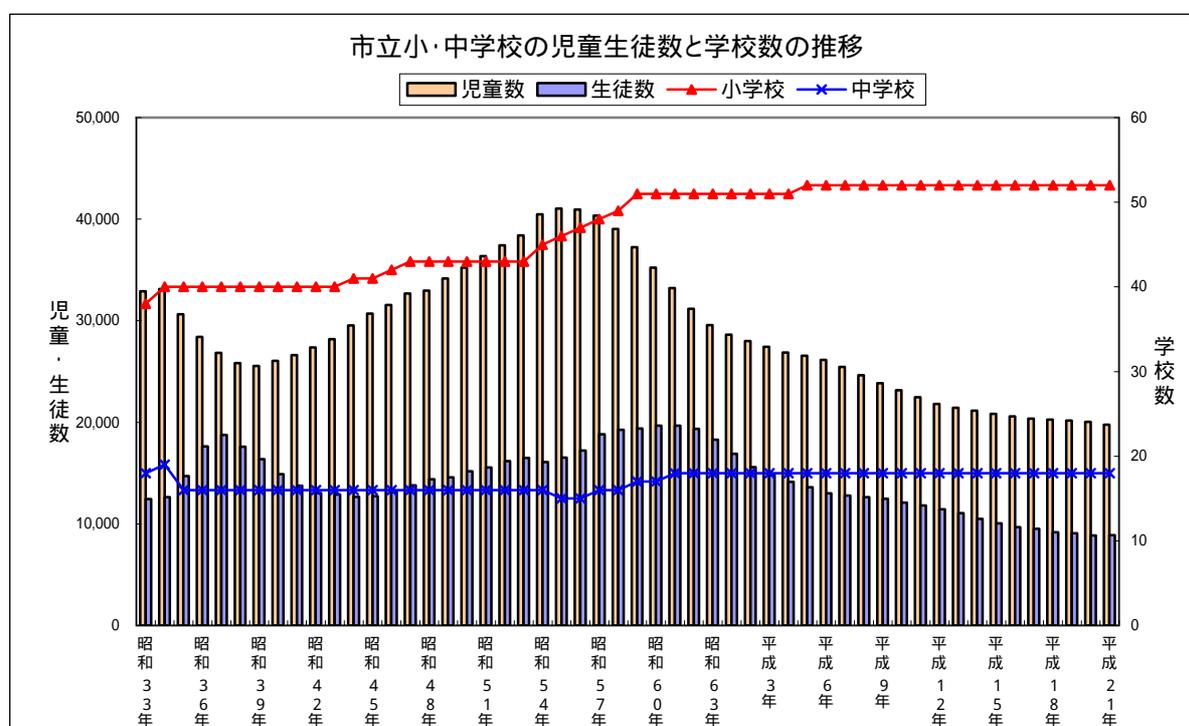
# 1. 現状

## (1) 児童・生徒数と学校数の推移

昭和33年4月に有功、直川、川永、小倉、加太の各小学校、次いで昭和34年4月に山口小学校と紀伊小学校が周辺市町村の合併により、和歌山市に編入された。

和歌山市の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は昭和55年の41,047人、中学校の生徒数は昭和61年の19,664人をピークに減少しており、平成21年5月1日現在では、小学校児童数19,761人(ピーク時の48.1%)、中学校生徒数8,888人(ピーク時の45.2%)とピーク時の半数以下になっている。現在、小中学校の児童・生徒数の減少率はやや緩やかになっているが、これは第2次ベビーブーム世代が子育て期にあるからで、この世代が保護者でなくなる頃には、児童・生徒数がまた急激に減少する時期が訪れると予想される。今後の見通しについては、平成27年度において小学校17,516人(ピーク時の42.7%)、中学校8,340人(ピーク時の42.4%)と推計される。<sup>(1)</sup>

一方、学校数の推移をみると、昭和40年から昭和55年のピーク時までの児童数の増加に対応して、昭和44年に太田小学校が宮小学校から分離新設されたのをはじめに、今福、野崎西、鳴滝、四箇郷北、福島、八幡台、浜宮、楠見西、楠見東、貴志南の各小学校が昭和59年までの15年間に分離新設されていった。さらに、大規模宅地開発により、平成5年に有功東小学校が分離新設されて現在の学校数(本校52校)となっている。中学校では昭和55年に河南中学校と小倉中学校の統合による高積中学校の開校があったものの、昭和57年に楠見中学校、昭和59年に有功中学校、昭和61年には貴志中学校がそれぞれ分離新設されて現在の学校数(本校18校)に至っている。



グラフ中の学校数は分校を含んでいない。

<sup>(1)</sup>平成27年度推計は、平成21年5月1日の住民基本台帳及び学校基本調査を参考に各学校の入学時の増減を考慮したもの

## (2) 学校規模の現状

児童・生徒数は第2次ベビーブームのピーク時以降減少し続けているが、学校数は小学校52校中学校18校とピーク時のまま推移してきているため、近年、小規模化が著しい学校が生じてきている。

小学校では、1学級の学年がある11学級以下の学校が増加してきて、平成21年度は18校(34.6%)になり、そのうち全学年が1学級である6学級の学校が10校(19.2%)である。一方、25学級以上の学校は4校(7.7%)、19~24学級の学校は2校(3.8%)で、減少する傾向にある。また、12~18学級の学校は28校(53.8%)である。

中学校は、以前は19学級以上の学校が大半を占めていたが、25学級以上の学校はなくなり、19~24学級の学校が5校(27.8%)、9~18学級の学校が12校(66.7%)となっている。また、全学年が1学級である3学級の学校が1校(5.5%)ある。

分校については、児童心理養育施設内に設置されている西脇小学校・西脇中学校みらい分校と、他に小学校の3分校がある。そのうち、山口小学校滝畑分校は平成4年4月から、紀伊小学校小豆島分校は平成21年4月から、それぞれ休校となっている。また、安原小学校吉原分校は平成21年5月1日現在、複式学級を含む3学級・児童数29人となっている。

規模別学校数推移(分校、特別支援学級は含まない)

(小学校)	平成元年度	6年度	11年度	16年度	21年度
6学級	2	3	4	9	10
7~11学級	6	5	11	10	8
12~18学級	29	32	30	27	28
19~24学級	8	7	3	3	2
25学級以上	6	5	4	3	4
学校数合計	51校	52校	52校	52校	52校

(中学校)	平成元年度	6年度	11年度	16年度	21年度
3学級	0	0	0	1	1
4~8学級	1	1	1	0	0
9~18学級	4	5	6	13	12
19~24学級	3	6	9	4	5
25学級以上	10	6	2	0	0
学校数合計	18校	18校	18校	18校	18校

1校あたりの平均学級数の推移をみると、小学校では昭和54年度に最大の1校平均23.5学級(1学年3.9学級)、平成21年度は1校平均12.9学級(1学年2.2学級)である。また、中学校は昭和58年度に最大の1校平均28.7学級(1学年9.6学級)、平成21年度

は1校平均15.3学級(1学年5.1学級)である。

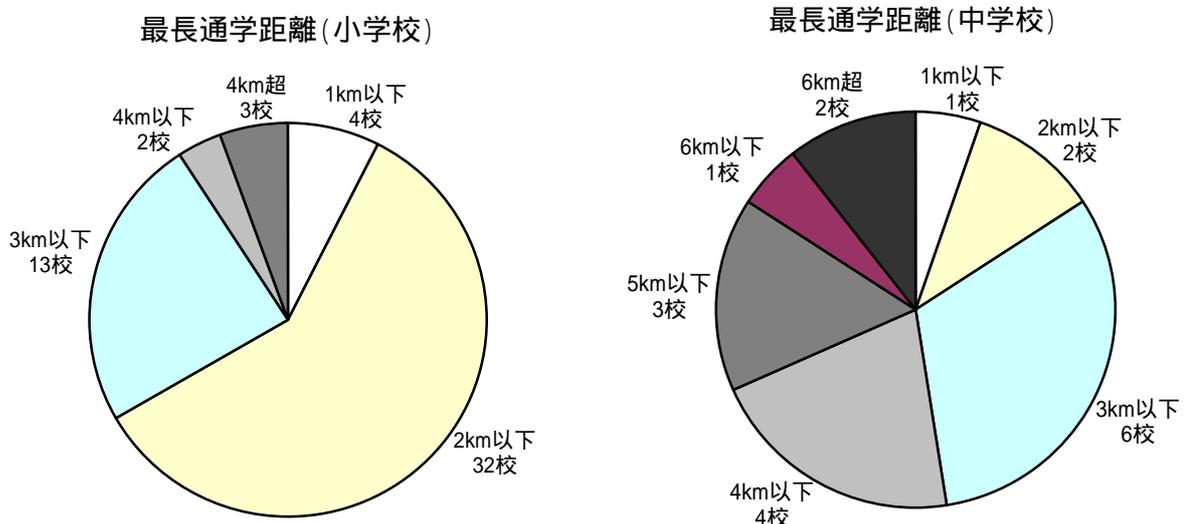
大規模宅地開発による分離新設校設置の予定があるものの、市整体的には今後さらに小規模化する学校が増えていくものと考えられ、なかには急激に子どもの数が減少する地域・学校が出てくることも予想される。

### (3) 通学距離・通学時間の現状

国は適正な学校規模の条件の一つに「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」<sup>(1)</sup>と示している。

これをもとに、和歌山市立小学校54校(分校を含む)の通学距離<sup>(2)</sup>をみると、4キロメートル以内の学校が51校、4キロメートルを超える学校が3校である。また、そのうち、2キロメートル以内の学校が36校ある。通学時間<sup>(3)</sup>については、児童が時速3キロメートルで徒歩通学したとすると、40分以内の学校が36校、40分を超える学校が18校である。また、そのうち、60分を超える学校が5校ある。

次に、和歌山市立中学校19校(分校を含む)については、通学距離6キロメートル以内の学校が17校、6キロメートルを超える学校が2校である。また、そのうち、3キロメートル以内の学校が9校ある。通学時間については、自転車通学を認めている学校で、生徒が時速12キロメートルで自転車通学したとすると、ほとんどの場合で40分以内となる。また、自転車通学を認めていない学校で、生徒が時速4キロメートルで徒歩通学したとすると、40分以内の学校が4校、60分以内の学校が4校である。



(1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

(2) 各学区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から学校までの道のりを地理情報システム(GIS)により測定した。

(3) 各学区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から通学した場合について考えた。

## 2. 目的、必要性

### (1) 学校規模によるメリット、デメリット

本委員会では、学校の適正規模にかかる判断材料として、学校規模から生じるメリット・デメリットについて検討を行った。小規模校や大規模校においてのメリット・デメリットを整理すると次のようなことが考えられる。

#### 小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>教職員が児童・生徒一人ひとりの特性や家庭環境等を十分に把握した指導ができる。</p> <p>授業や運動会、文化祭などの学校行事で児童・生徒の活躍の場が豊富である。</p> <p>児童・生徒、教員、保護者のそれぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い。</p> <p>教材教具の割り当てが多い。</p> <p>運動場や特別教室など学校施設を、余裕をもって使用できる。</p> <p>校外学習等で児童・生徒の行動を掌握しやすい。</p> <p>教職員の人数が少ないため、指導方針や校務等について、共通理解が得やすい。</p> <p>学校全体の運営を考えての協力体制がとりやすい。</p> <p>P T A 活動等に参加する機会が多くなり、一人ひとりの参加意識が高くなる。</p>	<p>児童・生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。</p> <p>成績が序列化しやすく、新たな意見を出し挑戦しようとする意欲が低下しやすい。</p> <p>学級編制が固定化しているため、人間関係の固定化や序列化を招く恐れがある。</p> <p>いじめ等人間関係に破綻が生じると、修復が困難になりやすい。</p> <p>運動会など全校一体となった活動がスケールの小さいものになる。</p> <p>学習活動において多様なグループ分けが難しい。</p> <p>生徒会活動や部活動などに制限が加わる。</p> <p>教員の教材研究や指導方法について連携が図りにくく、単独で取り組む状況になりやすい。</p> <p>教職員が児童・生徒に対して過保護になりすぎる場合がある。</p> <p>中学校ではすべての教科の担当教員がそろえられず、免許外の教科を担当せざるを得ないことになる。</p> <p>教員数が少ないため、出張や研修等の調整が困難である。</p> <p>緊急時等において十分な対応が難しい。</p> <p>P T A 活動に伴う保護者の役割分担の負担が大きい。</p>

## 大規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>多数の集団の中で、認め合い、協力し合い、高め合うことで成長する。</p> <p>運動会、文化祭等で多様な種目や演目の設定が可能となり、活気あふれるものとなる。</p> <p>部活動での選択の幅が広がる。</p> <p>効果的なクラス替えが可能であり、新たな価値観や人間関係の形成に寄与する。</p> <p>児童・生徒間の役割が固定しない。</p> <p>教員数が多くなり、指導体制が充実し、多様な教育が展開できる。</p> <p>多くの教職員によって校務分掌を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である。</p> <p>学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ。</p> <p>緊急時における支援体制がとりやすく柔軟な対応ができる。</p>	<p>教材、教具等の使用が十分できない。</p> <p>特別教室、体育館、運動場、プール等の割り当てに余裕がない。</p> <p>集団に埋没し、個性を發揮できない児童・生徒が出てしまうことがある。</p> <p>児童・生徒一人ひとりが活躍する場が少ない。</p> <p>人数が多く、一人ひとりの活動量が少なかったり、活動の場所が狭かったりする。</p> <p>同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちである。</p> <p>教職員の増大により、相互の意思疎通を欠き、学校運営における共通認識を確立しづらい。</p> <p>学年内での対応が多くなり、学校としての統一性を欠く可能性がある。</p> <p>P T A 活動等で活動に無関心な保護者が出やすい。</p> <p>人気のあるクラブに集中し、部活動の指導が困難になることもある。</p> <p>生徒指導上の問題が複雑化する。</p>

### (2) 学校の適正規模化の必要性

上記のように、学校規模の大小によるメリットやデメリットは様々であるが、市内の各学校ではメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう最大限の努力をして教育活動を行っている。

しかしながら、今後、少子化が急速に進行し、本市においても更なる児童・生徒数の減少が予想されている中、学校の活性化を図るとともに教育効果をより高めるために、小規模化によるデメリットの解消など、より良い教育環境の構築に向け、基本的な考え方やそれに基づく方策等について検討を行う必要がある。

適正規模化を進めることにより期待される効果を整理すると、次のようなことが考えられる。

適正規模化の必要性や効果
<p>クラス替えが新たな気持ちで取り組む機会となり、学ぶ意欲を高めたり、能力や個性を發揮できたりするようになる。</p> <p>様々な友達とかかわることで互いに切磋琢磨し、刺激し合うことができる。</p> <p>児童・生徒の人間関係の固定化や序列化を防ぐことができる。</p>

学校行事や部活動が効果的に実施できる。  
中学校において各教科の専門教員が適切に配置できる。  
学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ。  
緊急時における支援体制がとりやすく柔軟な対応ができる。  
P T A活動の活性化につながる。

### ( 3 ) 学校の適正規模化の課題と不安要素

現行制度のもとで、市が学校の適正規模化に取り組んだ場合、学習環境の変化や通学の負担増による子どもへの影響、地域コミュニティへの影響が考えられる。

適正規模化の課題や不安要素
子どもの学習環境が変化する。 通学距離が遠くなり、子どもの負担が増えたり登下校の安全確保に不安が生じたりする。 地域の住民にとって慣れ親しんだ地元の学校への思い入れが強い。 P T Aの組織や学校と地域との関係を再構築しなければならない。

### 3. 基本的な考え方

#### (1) 適切な児童・生徒集団の確保

##### 適正規模

小学校の適正規模を、1学年あたり2～4学級、全校で12～24学級程度とする。

クラス替えを通じて新しい人間関係が生じ、そこから多様な価値観や学習意欲、切磋琢磨する気持ちが生まれていくことから、クラス替えができる1学年2学級を最低規模とする。上限については、体育館や特別教室などの施設の活用や学校行事などにおける管理・運営面での支障、少人数学級編制による学級数の増加、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第2項の規定<sup>(1)</sup>等を考え合わせ1学年4学級までを許容範囲とする。

中学校の適正規模を、1学年あたり3～8学級、全校で9～24学級程度とする。

中学校は、小学校に比べてより広い社会性を培うことが必要であることや教員配置の面からも1学年3学級を最低規模とする。また、中学校は複数の小学校から構成される（最大4校）ことや、小学校の場合と同様の事由を考え合わせ1学年8学級までを許容範囲とする。

学級数を考えるにあたっては、学級編制の基準（1学級あたりの児童数・生徒数）を考慮に入れなければならない。1学級あたりの児童数を30人や35人としている自治体もあり、和歌山県においても35人や38人にして、少人数学級編制による指導方法の工夫改善の研究をすすめている。しかしながら、現状では国の標準及び和歌山県の基準は1学級40人であるため、これを基本に考えることとした。将来、学級編制の基準が変わったときには、再度適正規模の考え方を見直す必要が生じる可能性がある。

##### 通学距離、通学区域

通学距離は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条第1項の規定を準用し、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とする。

また、通学区域は、和歌山市立学校通学区域協議会の通学区域の設定基準に基づくものとする。

和歌山市の周辺地域では地理的条件により通学距離の定義を超えるケースもありうるが、徒歩通学の原則、通学による時間的・経済的な負担、児童・生徒の安全面を考慮しても、適正な通学距離の定義においては、基本的に法令等に準拠することが適当と考える。

---

<sup>(1)</sup> 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

## ( 2 ) 地域との関わり

### 子どもと地域との関係

地域の子どもは地域で学び、地域で育てる環境づくりを基本に、自治会や子ども会などのコミュニティ活動と通学区域の整合性を保ち、子どもの健全育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の協力関係を築く。

### 学校と地域との関係

学校は地域社会と深い結びつきをもち、地域の精神的・文化的・社会的拠点としての歴史や背景があるだけでなく、まちづくりの拠点や災害時の避難場所としての機能も持っている。また、子どもの安全を守るということに関しても、地域の協力が欠かせないことから、地域と学校が連携して活動を行える環境を維持・発展させる。

## ( 3 ) 適正規模化・適正配置の手法

適正規模化・適正配置の手法としては、一般的に次のようなものが考えられる。

### 学校の統廃合

小規模校の校区が隣接しており、どちらかに統合しても規模や通学距離に問題がない場合は有効である。

### 通学区域の変更

小規模校と大規模校が隣接する場合に有効である。

また、近隣に小規模校や適正規模校が2～3校あるような場合には、それらの周辺校も含めた通学区域の再編成も有効な手段と考えられる。

### 特別認定制度

小規模校の教育活動に特色を持たせ、特別認定校とし、市内全域から通学を希望する児童・生徒を受け入れることにより適正規模化を図る方法である。

また、大規模校の通学区域を特別認定地域とし、通学区域内に居住する児童・生徒について、市内全域の学校への通学を認めることにより適正規模化を図る方法である。

### 分離新設

通学区域の変更や特別認定制度では大規模化を解消できない場合、学校用地が確保できることや将来的に適正規模が保たれるなどの条件により大規模校からの分離新設が考えられる。

### 小中連携や小中一貫教育の導入

小規模な小・中学校が隣接している場合や比較的近距離にある場合などに、小中連携や小中一貫教育に取り組むことにより、教育効果の向上が期待できる。

#### (4) 適正規模化・適正配置を行う上での留意点

経済効率を優先するのではなく、学校教育環境の整備・充実や魅力ある教育の創造を図るものでなくてはならない。

保護者や教職員、地域の方々に十分な情報提供を行い、学校の適正規模化・適正配置の必要性、効果や課題などについて共通理解を得た上で合意形成を図るよう努めなければならない。

中心市街地と市周辺部では、様々な条件も異なることから、適正規模にない学校をひとまとめに扱うことなく、個々の地域事情に配慮する必要がある。

ただちに適正規模化を図ることが難しい場合もあることから、適正規模にない学校では、その規模に応じたメリットを活かすとともに、デメリットを補うに足る特色ある学校づくりや教育活動についても議論を進めていかなければならない。

日本の総人口は減少傾向に入り始め、本格的な少子高齢社会を迎える。本市においても例外ではなく、児童・生徒数の推移と将来推計を十分に考慮し、常に見直していくことが必要である。

通学距離・通学時間や通学路の安全確保に十分配慮する必要がある。

児童・生徒の学習環境が変わることについての十分な配慮や手立てが必要である。

PTA や地域との関係を再構築し、相互の連携・協力を深めることが必要である。

子どもと地域、学校と地域のつながりや連携が損なわれる等の、学校選択制による弊害が生じないように配慮する必要がある。

学校の統廃合は、跡地利用の問題を含め、まちづくりに関わることも多いことから、教育委員会だけでなく、市長部局を含め市全体で取り組むことが必要である。

## 4. 適正規模化・適正配置の方策

### (1) 小規模校に対する方向性

市中心部と市周辺部において、地域の事情や条件が大きく異なることからそれぞれについて考えた。また、小規模化がさらに進んだ分校についても考えた。

#### 市中心部

市中心部は、近年、人口の空洞化が進み児童・生徒数の減少が著しく、小規模校が複数存在している。これらの学校は、比較的近距离に位置していることから、統合による適正規模化や小規模校のデメリットを補う学校間連携を図ることが可能で、今後、小中一貫教育など先進的な制度の導入も視野に入れた取り組みが望まれる。

#### 市周辺部の人口減少地域

市周辺部において人口減少が顕著な地域の学校も小規模化が進んできている。中には1学級の児童数が20人未満となっている小学校も出てきている。今後、さらに小規模化が進行すると予想される場合は、将来に向けた検討を始める必要がある。通学距離を考えた場合、スクールバスの運行など通学手段の確保を含めての検討が必要である。また、小学校と中学校が隣接している場合は、小中一貫教育の導入も考える。

#### 分校

現在、適正規模化の対象として1分校が存在する。これまで小規模校でありながら維持されてきた歴史もあり、地域の学校に対しての思い入れも通常の場合に比べて深いと想像できるが、複式学級を抱える現状を鑑みれば、早急な対応策を講じる必要がある。まず、本校への統合が考えられるが、必要であれば周辺の学校との通学区域の変更の検討も考える。

### (2) 大規模校に対する方向性

25学級以上の大規模の学校については、今後、児童・生徒数が減少傾向にあることから、早急な対応は必要ないと考える。

なお、大規模宅地開発などによる人口急増に伴い大規模化する学校については、校舎の増設や通学区域の変更等で対応できない場合、分離新設を検討する。ただし、児童・生徒数の増加が一時的な場合には、将来、本校・分離新設校の双方が小規模化するおそれがあることに留意しなければならない。

## 5. 当面の具体的な取り組み

### (1) 児童・生徒数の減少についての問題提起

現状では、適正規模である学校も多く（小学校30校、中学校17校）、学校ごとに地域との関わりや歴史的背景があることから、市全域にわたる学校の再編成を早急を実施する状況ではない。

「適正規模」 小学校については、全校で12～24学級程度

中学校については、全校で9～24学級程度

しかしながら、小規模である学校、特に1学年1学級以下である学校については、適正規模化を始める時期に来ている。

また、少子化のため今後も児童・生徒数の減少が予想されることから、今は適正規模であっても、近い将来に小規模化することも考えられる。そのため、全ての学校について将来の見通しを持つことが大切であり、学校関係者はもとより保護者や地域住民の問題意識を高めていく必要がある。

### (2) 当面の具体的な取り組み

市中心部の小規模校（ここでは、市中心部を伏虎、西和、城東中学校区とする）

伏虎中学校区では、全ての学校で小規模化が進む見込みである。

小学校同士を統合しても、統合校が再び小規模化する可能性や、中学校小規模化の課題が解決できない。そのため、小学校と中学校を併せるとともに小中一貫教育を導入し、適正規模化と教育充実の両面を目指すという方法が考えられる。

利用しなくなった土地や施設については、教育研究施設や地域に役立つ施設としての利用や、売却や賃貸して新しい学校の建設費用を補うなどの活用方法が考えられる。また、学校に隣接する公園を含めた検討もできるのではないかと。

統合した学校は、校区の中心にある伏虎中学校や城北小学校の活用が望ましい。この場合、最も遠い通学距離は約2.1キロメートルになる。

小中一貫教育の内容や方法は様々であるため、どのようなものが最適であるかについて研究が必要である。また、保護者から理解を得られるような小中一貫教育の内容にすることや、保護者・地域住民に対する十分な説明が必要である。

本町小学校に併設されている本町幼稚園をどうするかについても考慮に入れた検討が必要である。

伏虎中学校区内の学校の児童・生徒数及び学級数の現状と予想

(学級数には特別支援学級を含まない)

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
本町小学校	143	6	142	6
城北小学校	162	6	140	6
雄湊小学校	236	8	205	7
3小学校を統合すると			487	16
伏虎中学校	251	9	191	7

伏虎中学校区の学校の校地等面積

単位：㎡

	建物敷地	運動場	合計	隣接公園
本町小学校	7,814	2,499	10,313	16,903
城北小学校	5,416	5,140	10,556	12,589
雄湊小学校	5,223	5,049	10,272	14,128
伏虎中学校	6,385	6,550	12,935	-

西和中学校区では芦原小学校が、城東中学校区では大新小学校と広瀬小学校が、1学年1学級となっている。また、平成27年度には今福小学校が全校で7学級になると予想される。

これらの学校については、大新小学校の校舎改築が予定されていることや、複数中学校区にわたる通学区域の変更、統廃合などの方法も必要となってくることを考慮しなければならない。

城東中学校区内の学校の児童・生徒数及び学級数の現状と予想

(学級数には特別支援学級を含まない)

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
大新小学校	172	6	122	6
広瀬小学校	202	6	152	6
新南小学校	316	12	280	12
城東中学校	292	9	276	9

西和中学校区内の学校の児童・生徒数及び学級数の現状と予想

(学級数には特別支援学級を含まない)

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
吹上小学校	339	12	255	11
砂山小学校	372	12	367	12
芦原小学校	134	6	115	6
今福小学校	254	11	199	7
西和中学校	479	15	455	14

市周辺部の小規模校

伏虎、西和、城東中学校区を除くと、全校で12学級未満の小学校は、平成21年度11校で、そのうち1学年1学級の小学校は山口、雑賀崎、加太、東山東、湊の5校である。また、平成27年度推計では、鳴滝、楠見西、直川の3校が1学年1学級になる見込みである。

このうち、特に小規模化が著しいのは、加太小学校と雑賀崎小学校である。

加太小学校については、遠隔地であること、加太中学校も小規模化が著しいこと、両校が隣接していることなどを考え合わせると、小中一貫教育や校区外からの通学を認める特別認定制度を導入して特色ある学校づくりを進めるという方法が考えられる。

どのような内容や方法の小中一貫教育が最適であるかについては研究が求められる。

また、加太小学校に併設されている加太幼稚園をどうするかについても考慮に入れた検討が必要である。

加太小学校、加太中学校の児童・生徒数及び学級数の現状と予想

(学級数には特別支援学級を含まない)

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
加太小学校	143	6	49	6
加太中学校	70	3	53	3

雑賀崎小学校については、校区が隣接する雑賀小学校が大規模校であることを含めて考える必要がある。

校区の変更がまず考えられるが、両校の校区を撤廃した場合や複合校区（両校選択可能校区）を広範囲に設けた場合には、児童がどちらかの学校に偏ってしまうことも考えられるため、はっきりとした校区の設定が必要である。

また、雑賀崎小学校の施設では、1学年2学級になると教室数の不足が生じる。

雑賀小学校は、平成27年度推計では児童数653人、学級数22学級で、現在より児童数、学級数とも大幅に減少すると予想され、その後も減少傾向が続く可能性も考えられる。

#### 雑賀崎小学校、雑賀小学校の児童数及び学級数の現状と予想

（学級数には特別支援学級を含まない）

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
雑賀崎小学校	107	6	68	6
雑賀小学校	865	28	653	22
2校を併せると			721	24

他の1学年1学級の小学校については、最周辺部にあるという地域性や通学距離、新しい道路の建設に伴う人口増加、かつて分離した学校との統合など、それぞれの条件や可能性を考慮に入れる必要がある。

#### 他の1学年1学級の小学校の児童数及び学級数の現状と予想

（学級数には特別支援学級を含まない）

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
湊小学校	167	6	123	6
山口小学校	106	6	111	6
東山東小学校	145	6	127	6
直川小学校	225	8	161	6
鳴滝小学校	193	8	162	6
楠見西小学校	210	8	166	6

市中心部及び市周辺部の小規模校のうち、現時点で具体的方策の提案が難しい学校について、教育委員会は今後更に検討を進め、適正規模化を図っていく必要がある。

## 分校

西脇小学校・西脇中学校みらい分校については、児童心理養育施設「みらい」に在籍する児童・生徒のための施設内分校であることから、対象外とする。

山口小学校滝畑分校については、平成4年度から休校中であり、廃校が望ましい。

紀伊小学校小豆島分校については、平成21年度から休校となり、児童数の急増も見込みにくいことから、廃校を考えていくことが望ましい。

安原小学校吉原分校については、平成21年度児童数29人、学級数3（複式学級を含む）である。

今後の児童数急増も見込みにくいことから、本校への統合が望ましい。ただ、地域住民の希望等を考え合わせると、十分に時間をかけ柔軟に対応する必要がある。そのため、まず本校と分校の校区の撤廃について検討してはどうか。

吉原分校校区から安原小学校までの最遠通学距離は約3キロメートルである。

## 大規模校

平成21年度、25学級以上の学校は雑賀、宮、宮前、貴志の4小学校で、平成27年度推計では、宮前小学校だけになると予想される。

また、少子化が進行する中で、今後も児童数、学級数の減少が予想されることから、当面、早急な適正規模化の検討は必要ない。

貴志中学校生徒数の増加については、生徒数の推移を注視する必要があるが、当面は教室の増設等に対応することが考えられる。

## 大規模校の児童・生徒数及び学級数の現状と予想

（学級数には特別支援学級を含まない）

学校名	平成21年度		平成27年度推計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
雑賀小学校	865	28	653	22
宮小学校	845	26	713	23
宮前小学校	830	27	831	26
貴志小学校	786	25	451	13
貴志中学校	464	15	685	22
日進中学校	799	24	737	21

平成23年度に貴志小学校の分離校が設置される予定である。

### (3) 会議で出されたその他の意見

それぞれの取り組みを進める場合には、学校教育環境の整備・充実、魅力ある教育の創造、関係者の合意形成、地域事情への配慮など「3. 基本的な考え方(4)適正規模化・適正配置を行う上での留意点」で述べた事柄を十分に踏まえることが求められる。

適正規模化の方針・計画を策定する場合には、財源確保の見通しや、市全体のまちづくりの観点も考慮に入れなければ、良い結果が得られない。

近い将来に学校の適正規模化が行われたとしても、社会の少子化傾向が続けば、その後再び小規模化することも考えられる。

児童生徒数が増加する時代が過ぎ、減少する時代となっている今、学校の適正規模化は避けられない課題である。

地域の人口を増やすことや、学校を多機能化させることなど、様々な施策の選択肢を考慮しておく必要がある。

今は学級定数が40人<sup>(1)</sup>であるが、学級定数を減らして学級数を確保する方法も考えられる。また、少人数の方が適する学習もあることから、効果的な少人数指導の工夫を進めることも大切である。

---

<sup>(1)</sup> 和歌山県では、平成21年度少人数学級編制の研究指定校において、1学級の児童・生徒数を小学校では35人または38人以下、中学校では35人以下としている。

## おわりに

学校規模と良好な教育活動の関係は、単純に判断できるものではなく、小規模校や大規模校でも、そのデメリットを克服して質の高い教育を実践している学校も多い。しかし、一般的には、小規模校や大規模校では、子どもへの指導や学校運営等の面で多くの問題点が考えられる。特に、小規模校では、クラス替えができず人間関係が固定化してしまうことや、教科の専門教員が十分に配置できないことなどの問題があり、これらは学校や教員の努力や工夫だけでは解決が難しい。

そのため、本委員会では、和歌山市立学校の適正規模を、小学校では全校で12～24学級、中学校では9～24学級とした。また、通学距離については、国の規定に準拠して、小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内とした。

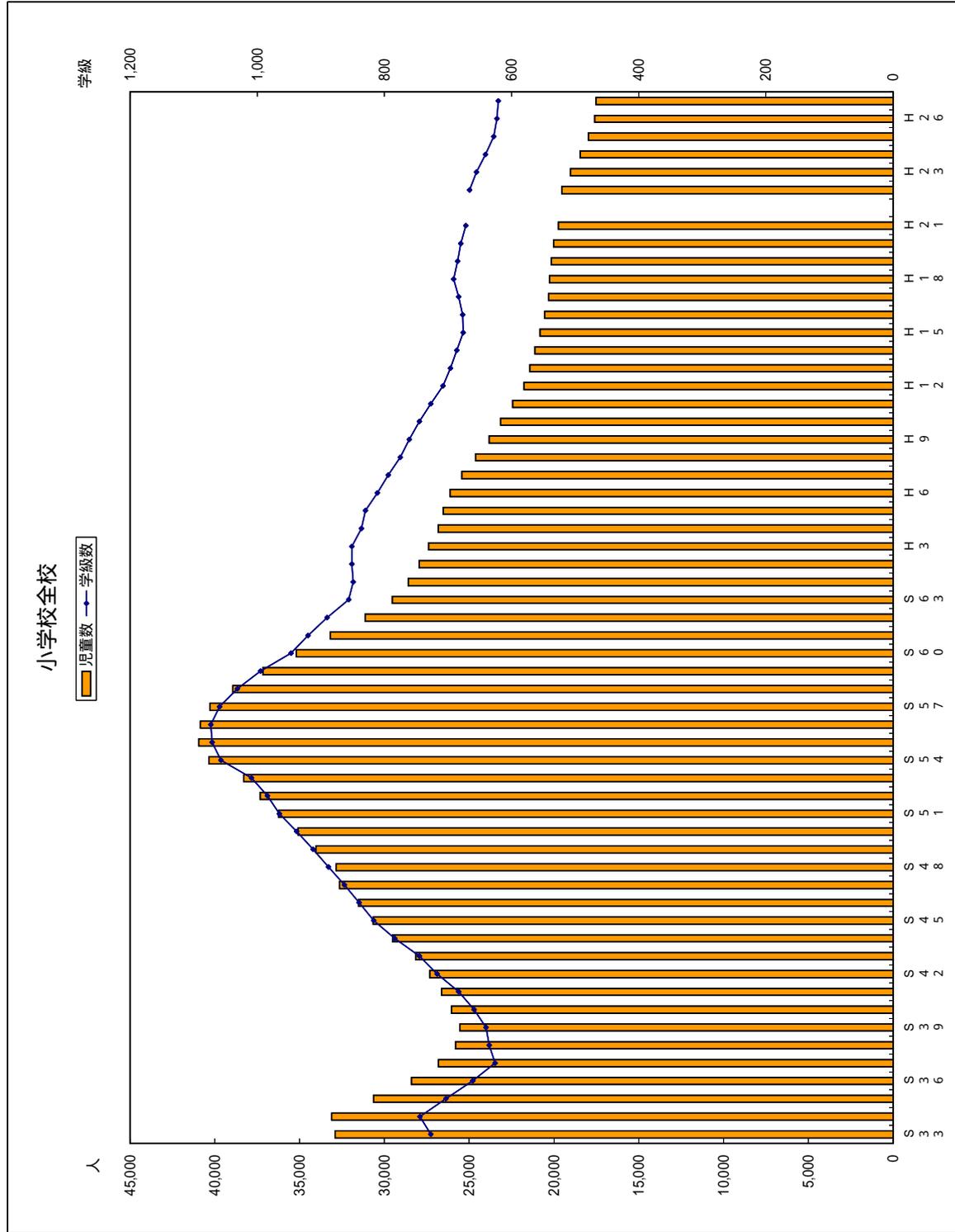
和歌山市立小・中学校の現状を見ると、適正規模の学校が多いものの、学年に1学級しかない小規模な学校も増えている。少子化社会は今後も進むと考えられることから、さらに児童・生徒数が減少していくことは明らかである。これらのことを考えると、学校の適正規模化を始める時期に来ていると言えるし、全ての学校において将来の展望を持つことが必要である。

学校は、在籍する児童・生徒だけでなく、保護者、教職員、卒業生や地域住民などが深いつながりと愛情を持って育ててきた歴史を持っており、地域活動や防災上の拠点にもなっている。そのため、様々な観点から適正規模・適正配置について検討することが求められるが、子どもたちの教育環境を充実させるという点を最も大切にしなければならない。また、適正規模化を進める際には、保護者、地域、学校などの関係者から理解と協力を得られるように努めるとともに、これらと行政が一体となって取り組むことが重要である。さらに、社会情勢を踏まえた人口増減の見通しや、今後の教育制度の方向性などを注視し、継続的に調査・研究することが大切である。

会議では、適正規模・適正配置についての議論に伴って、小中一貫教育、学校・家庭・地域の連携、最適な学級定数、まちづくりとの関連などの様々な建設的なアイデアが示された。そのような会議を経てまとめた本答申が、教育施策に活かされ、和歌山市立学校の教育がより一層整備・充実されることを強く期待する。

# 關係資料

# 児童数及び学級数の推移

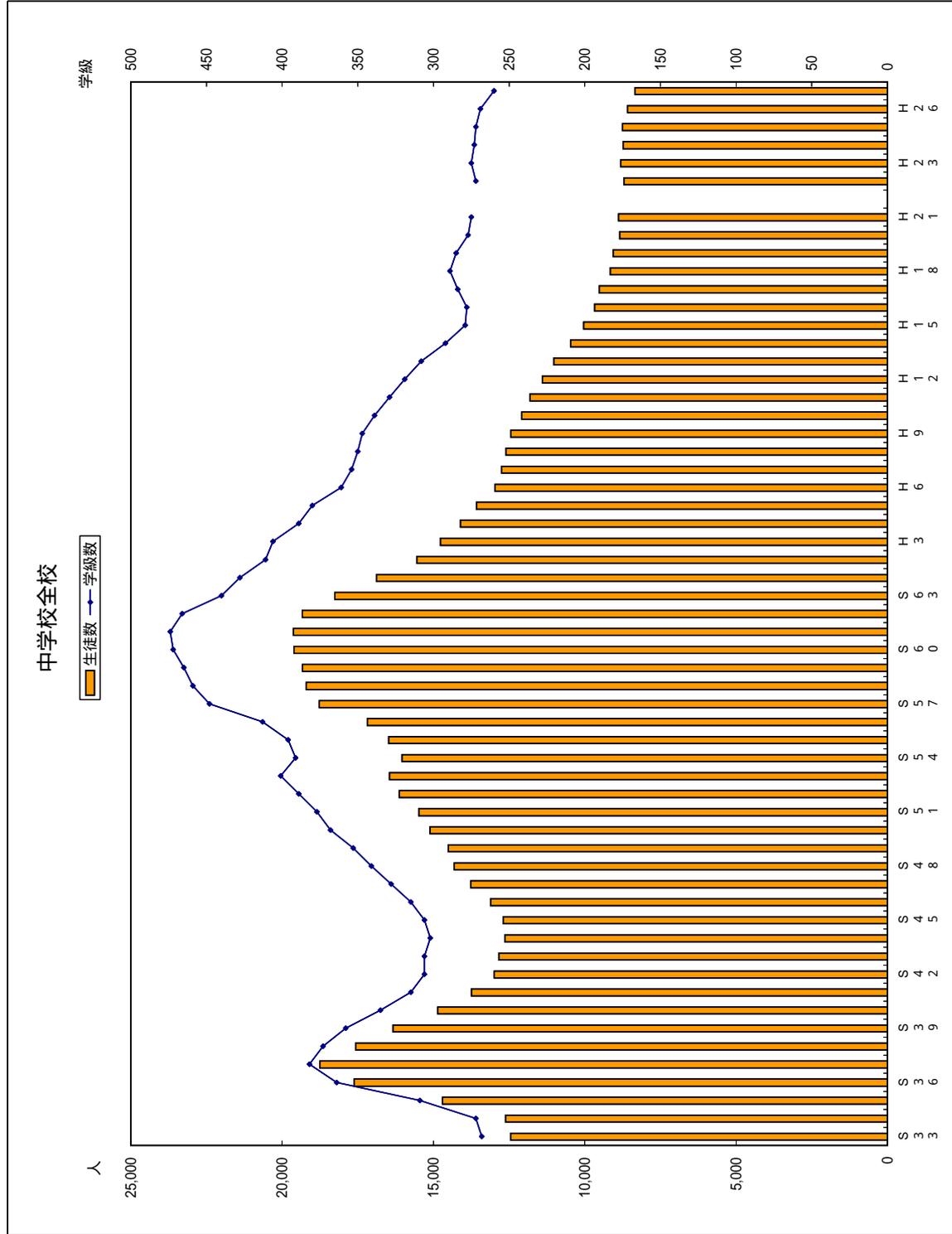


小学校全校		特別支	特別支	学級数	学級数
年度	児童数	学級数	児童数	学級数	計
S33	32,897	2	729		
S34	33,114	744	2	746	
S35	30,626	703	2	705	
S36	28,412	661	4	665	
S37	26,812	626	8	634	
S38	25,807	635	11	646	
S39	25,546	640	13	653	
S40	26,043	659	18	677	
S41	26,617	683	18	701	
S42	27,327	717	18	735	
S43	28,152	745	22	767	
S44	29,514	784	25	809	
S45	30,670	817	33	850	
S46	31,522	840	41	881	
S47	32,634	863	46	909	
S48	32,839	888	39	927	
S49	34,029	912	42	954	
S50	35,080	938	38	976	
S51	36,239	965	34	999	
S52	37,317	984	39	1,023	
S53	38,293	1,009	45	1,054	
S54	40,345	1,057	49	1,106	
S55	40,939	1,071	54	1,125	
S56	40,851	1,073	54	1,127	
S57	40,276	1,059	60	1,119	
S58	38,943	1,031	62	1,093	
S59	37,173	995	62	1,057	
S60	35,185	947	66	1,013	
S61	33,180	920	67	987	
S62	31,138	890	71	961	
S63	29,543	856	69	925	
H元	28,590	849	71	920	
H2	27,947	851	72	923	
H3	27,394	851	72	923	
H4	26,829	836	72	908	
H5	26,520	830	73	903	
H6	26,112	811	76	887	
H7	25,436	794	74	868	
H8	24,617	775	71	846	
H9	23,817	761	66	827	
H10	23,137	745	61	806	
H11	22,442	727	68	795	
H12	21,768	708	72	780	
H13	21,419	696	76	772	
H14	21,119	686	77	763	
H15	20,818	676	77	753	
H16	20,541	677	73	750	
H17	20,318	683	71	754	
H18	20,261	691	72	763	
H19	20,147	685	72	757	
H20	20,018	680	70	750	
H21	19,749	672	80	752	
H22	19,545	666			
H23	19,025	655			
H24	18,459	641			
H25	17,976	628			
H26	17,601	623			
H27	17,516	621			

(注) 加太小六川分校・山口小滝畑分校を含む。  
 有功ヶ丘・あおい・愛徳・虎伏・みらい分校は除く。  
 各年5月1日現在数で、グラフ中の学級数は特別支援学級を含まない。  
 H22以降は推計値(市立以外への進学見込児童数を除く)

小学校全校

生徒数及び学級数の推移

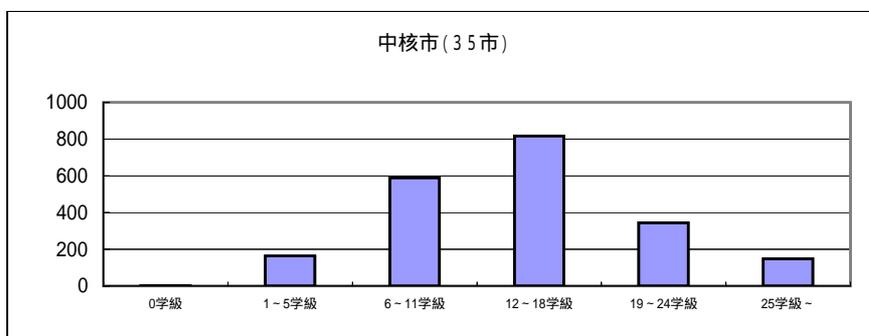
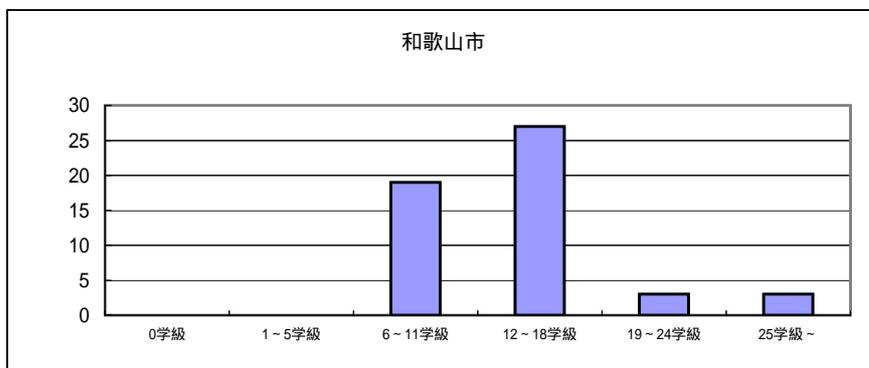
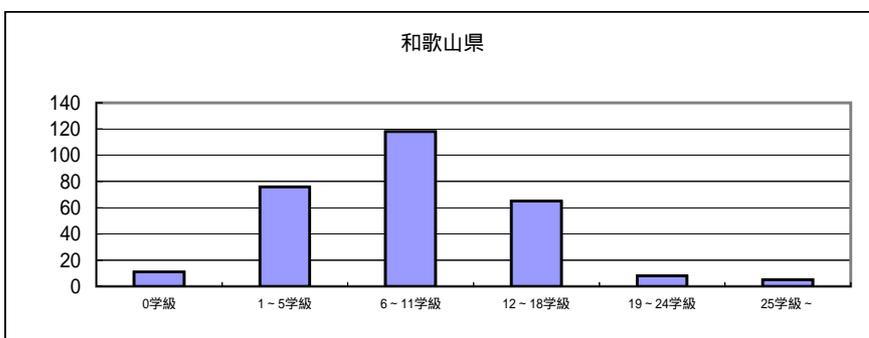
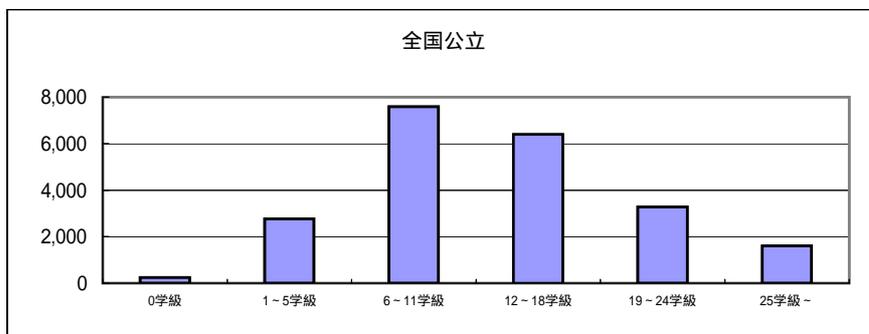


中学校全校		
年度	単式 学級数	特別支 学級数
S33	12,454	268
S34	12,623	272
S35	14,698	309
S36	17,618	364
S37	18,753	382
S38	17,570	373
S39	16,334	358
S40	14,860	335
S41	13,749	315
S42	12,991	306
S43	12,843	306
S44	12,633	302
S45	12,693	306
S46	13,116	315
S47	13,762	328
S48	14,310	341
S49	14,505	353
S50	15,117	368
S51	15,484	377
S52	16,124	389
S53	16,451	401
S54	16,035	391
S55	16,482	396
S56	17,188	413
S57	18,774	448
S58	19,202	459
S59	19,329	465
S60	19,606	472
S61	19,627	474
S62	19,336	466
S63	18,263	440
H元	16,883	428
H2	15,547	411
H3	14,771	406
H4	14,112	389
H5	13,576	380
H6	12,962	361
H7	12,749	354
H8	12,603	350
H9	12,444	347
H10	12,082	339
H11	11,805	329
H12	11,406	319
H13	11,027	308
H14	10,466	292
H15	10,041	279
H16	9,673	278
H17	9,517	284
H18	9,157	289
H19	9,055	285
H20	8,845	277
H21	8,880	275
H22	8,709	272
H23	8,815	275
H24	8,729	273
H25	8,750	272
H26	8,587	269
H27	8,340	260

(注) 河南・小倉(H55～高嶺中に統合)及び岡崎・東山東・山東・安原(H35～東中に統合)を含む。  
 有明ヶ丘・靈徳・虎伏・みらい分校は除く。  
 各年5月1日現在数で、グラフ中の学級数は特別支援学級を含まない。  
 H2以降は推計値(市立以外への進学見込生徒数を除く)

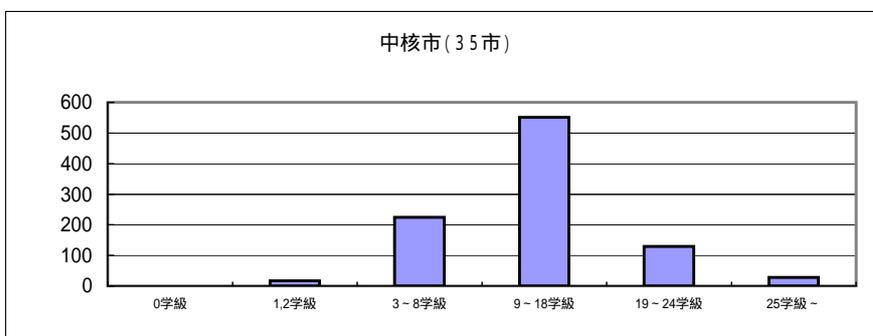
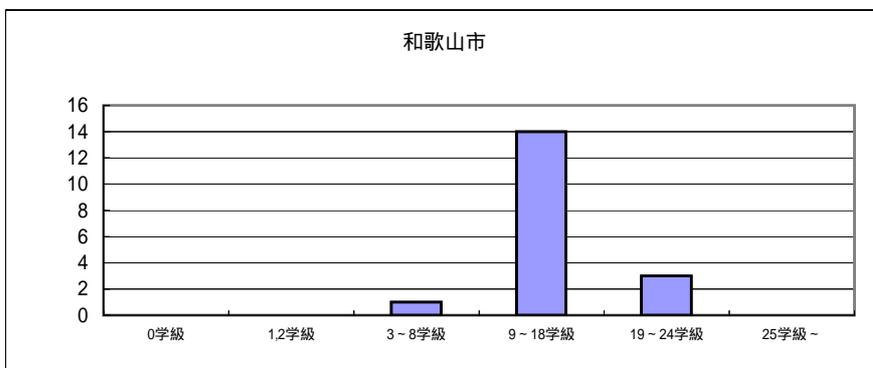
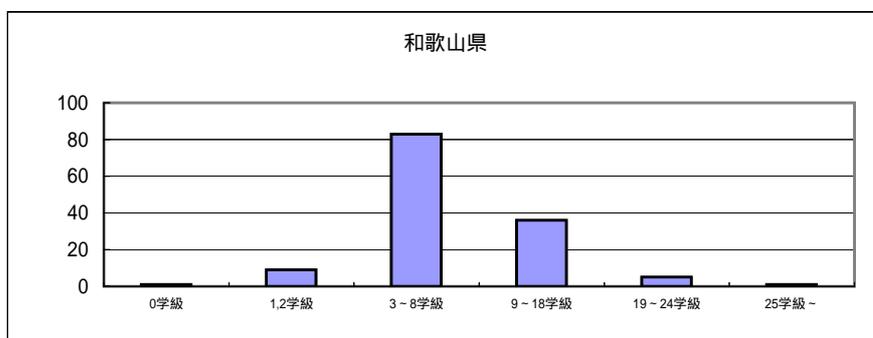
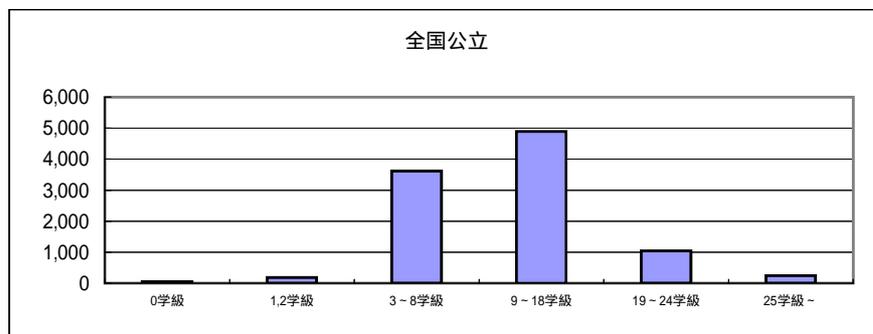
中学校全校

	合計(校)	0学級	1~5学級	6~11学級	12~18学級	19~24学級	25学級~
全国公立	21,892	252	2,774	7,582	6,400	3,276	1,608
和歌山県	283	11	76	118	65	8	5
和歌山市	52			19	27	3	3
中核市	2,065	2	163	589	818	345	148



全国公立は平成20年5月1日現在  
 複式学級、特別支援学級を含む  
 和歌山市、和歌山県は平成20年5月1日現在  
 複式学級を含む、特別支援学級を含まない  
 中核市は平成19年5月1日現在  
 複式学級を含む、特別支援学級を含まない

	合計(校)	0学級	1,2学級	3~8学級	9~18学級	19~24学級	25学級~
全国公立	10,028	56	190	3,612	4,884	1,044	242
和歌山県	135	1	9	83	36	5	1
和歌山市	18			1	14	3	
中核市	949		17	224	551	129	28



全国公立は平成20年5月1日現在  
 複式学級、特別支援学級を含む  
 和歌山市、和歌山県は平成20年5月1日現在  
 複式学級を含む、特別支援学級を含まない  
 中核市は平成19年5月1日現在  
 複式学級を含む、特別支援学級を含まない

規模別学校数推計 内訳

(小学校)

6学級

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
山口	106	6	111	6
雑賀崎	107	6	68	6
芦原	134	6	115	6
本町	143	6	142	6
加太	143	6	49	6
東山東	145	6	127	6
城北	162	6	140	6
湊	167	6	123	6
大新	172	6	122	6
広瀬	202	6	152	6

7～11学級

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
鳴滝	193	8	162	6
楠見西	210	8	166	6
福島	217	8	200	8
直川	225	8	161	6
雄湊	236	8	205	7
宮北	239	10	238	9
今福	254	11	199	7
山東	293	11	278	10

19～24学級

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
木本	610	19	436	14
八幡台	695	24	551	18

25学級以上

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
貴志	786	25	451	13
貴志分離校			650	21
宮前	830	27	831	26
宮	845	26	713	23
雑賀	865	28	653	22

12～18学級

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
野崎	281	12	268	10
中之島	307	12	304	12
西和佐	309	12	286	11
新南	316	12	280	12
有功東	325	12	271	11
吹上	339	12	255	11
有功	361	12	373	12
太田	367	12	336	12
岡崎	370	12	497	17
砂山	372	12	367	12
和佐	385	12	369	12
楠見東	394	13	280	12
和歌浦	399	13	334	12
野崎西	408	13	360	13
安原	409	12	369	12
四箇郷北	409	14	341	12
川永	434	12	368	13
三田	439	13	385	12
四箇郷	443	13	531	19
紀伊	472	15	368	12
高松	478	16	375	12
楠見	503	16	508	16
名草	522	17	338	12
小倉	529	17	327	11
浜宮	530	18	545	18
貴志南	531	18	417	14
西脇	538	18	450	14
松江	571	18	526	16

分校

	平成21年		平成27年推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数
西脇(みらい)	12	2		
安原(吉原)	29	3		
紀伊(小豆島)	0	0		
山口(滝畑)	0	0		

児童数・学級数は平成21年5月1日現在のもの  
 児童数は特別支援学級を含む  
 学級数は特別支援学級を含まず(ただし、西脇みらい分校を除く)。実学級数  
 27年度推計は、21年5月1日の住民基本台帳を参考に  
 各学校の入学時の増減を考慮したもの

規模別学校数推計 内訳

(中学校)

3学級

	平成21年		平成27年推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
加太	70	3	53	3

9～18学級

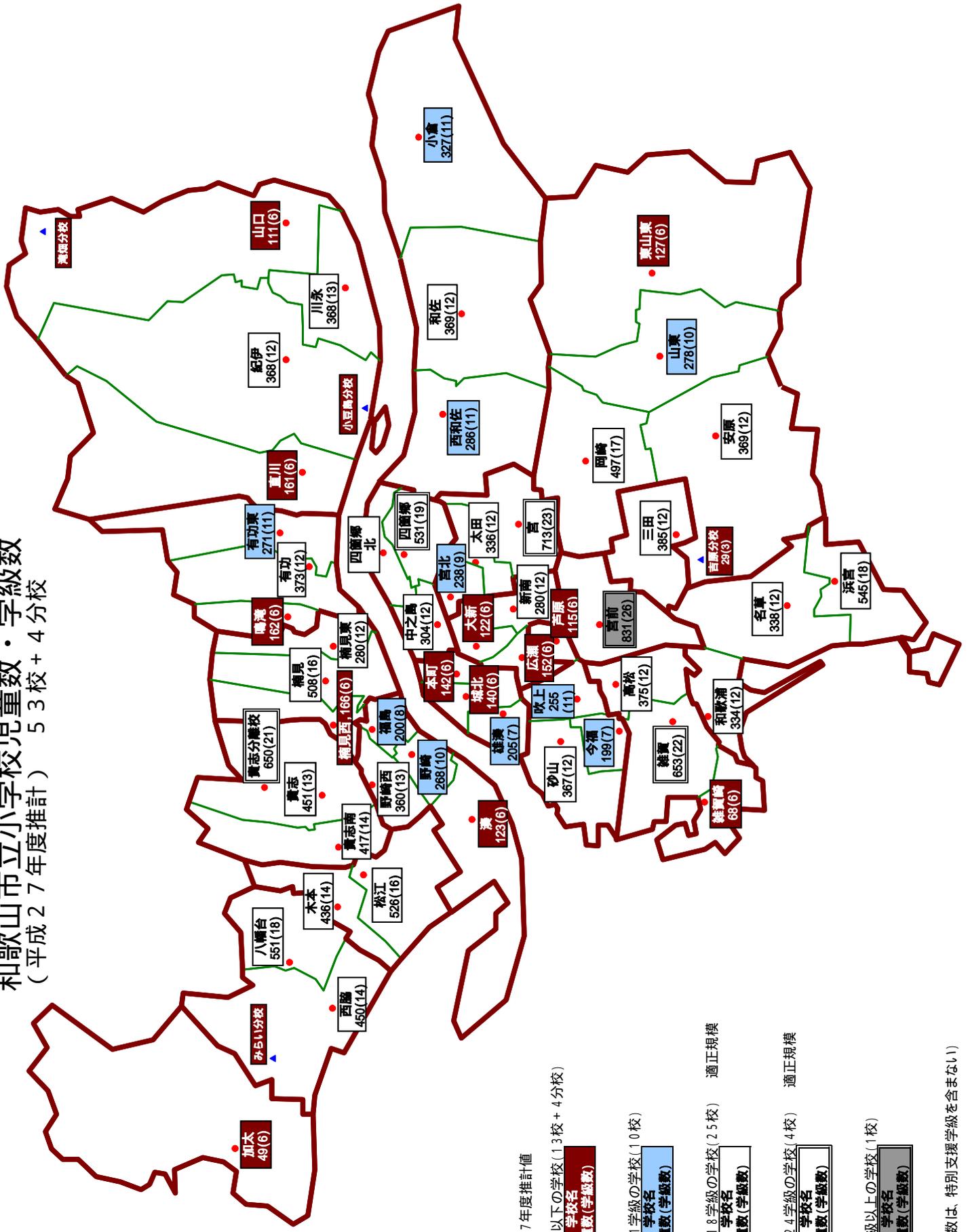
	平成21年		平成27年推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
伏虎	251	9	191	7
城東	292	9	276	9
東和	360	12	365	11
有功	449	14	351	12
貴志	464	15	685	22
西和	479	15	455	14
河北	509	15	422	13
西脇	530	16	573	19
紀之川	533	16	522	16
楠見	534	16	473	14
紀伊	552	17	516	16
河西	564	17	521	16

19～24学級

	平成21年		平成27年推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
高積	597	19	557	17
西浜	616	19	506	16
東	620	19	547	17
明和	661	20	598	18
日進	799	24	737	21

生徒数・学級数は平成21年5月1日現在のもの  
 生徒数は特別支援学級生徒を含む  
 学級数は特別支援学級を含まず。実学級数  
 27年度推計は、21年5月1日の住民基本台帳を参考に  
 各学校の入学時の増減を考慮したもの

# 和歌山市立小学校児童数・学級数 (平成27年度推計) 53校 + 4分校



平成27年度推計値

6学級以下の学校(13校 + 4分校)

学校名  
児童数(学級数)

7~11学級の学校(10校)

学校名  
児童数(学級数)

12~18学級の学校(25校) 適正規模

学校名  
児童数(学級数)

19~24学級の学校(4校) 適正規模

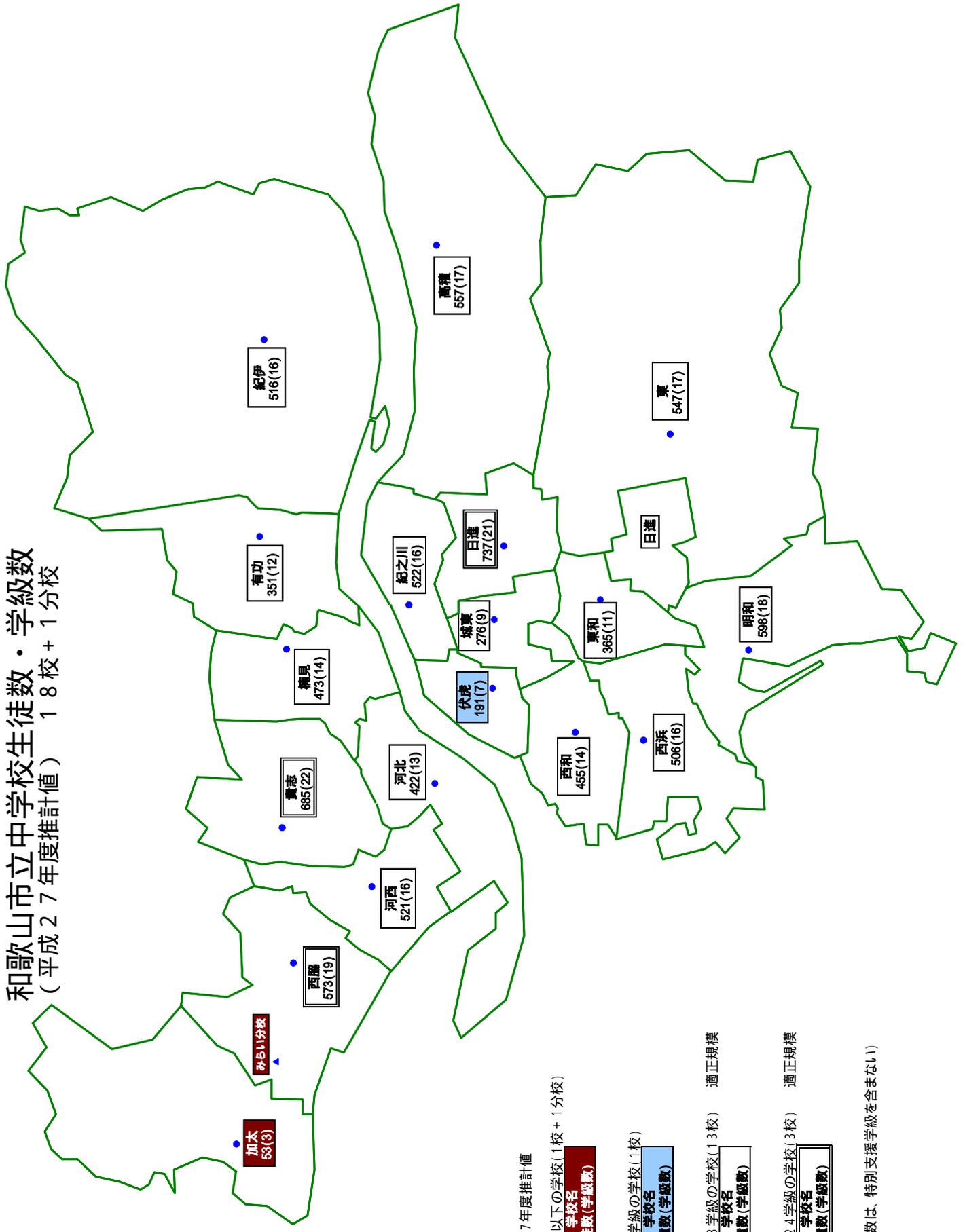
学校名  
児童数(学級数)

25学級以上の学校(1校)

学校名  
児童数(学級数)

(学級数は、特別支援学級を含まない)

# 和歌山市立中学校生徒数・学級数 (平成27年度推計値) 18校 + 1分校



平成27年度推計値

3学級以下の学校(1校 + 1分校)

学校名  
生徒数(学級数)

4～8学級の学校(1校)

学校名  
児童数(学級数)

9～18学級の学校(13校) 適正規模

学校名  
児童数(学級数)

19～24学級の学校(3校) 適正規模

学校名  
児童数(学級数)

(学級数は、特別支援学級を含まない)

児童生徒の最長通学距離 平成19年10月調査 教育総務課

	小学校名	通学距離	通学時間 (徒歩の場合)	計測地点	
あ	芦原	0.7	15	元町奉行丁、市住芦原団地	
	有功	1.8	35	菌部、県自動車学校付近	
	有功東	1.5	30	六十谷、市和商付近	
	今福	1.2	25	今福1丁目 - 1	
	太田	1.3	25	鳴神、出水団地付近	
	岡崎	3.0	60	神前、杭ノ瀬公園付近	
	小倉	2.5	50	金谷、北端池付近	
	雄湊	1.0	20	湊紺屋町3丁目、材木橋付近	
	か	加太	5.0	100	大川、大川港付近
		川永	1.8	35	永穂、新村バス停付近
紀伊		3.0	60	小豆島、小豆島中州	
紀伊(小豆島)		1.0	20	小豆島、小豆島中州	
貴志		3.3	70	栄谷、ふじと台12工区	
貴志南		1.5	30	延時、延時団地付近	
木本		1.5	30	古屋、河西緩衝緑地付近	
楠見		2.0	40	粟、南海電鉄付近	
楠見西		1.2	25	栄谷、栄谷第4団地	
楠見東		1.8	35	善明寺、大池付近	
さ	雑賀	2.2	45	西浜、雑賀崎トンネル付近	
	雑賀崎	1.6	30	雑賀崎、雑賀崎灯台付近	
	三田	1.6	30	田尻、島精機製作所西側付近	
	山東	3.0	60	境原、黒谷境界付近	
	四箇郷	2.0	40	松島、和歌山インターチェンジ付近	
	四箇郷北	2.0	40	松島、紀の川工業用水道管理事務所付近	
	城北	1.7	35	三番丁、屋形町交差点付近	
	新南	1.9	40	北出島、東公園体育館付近	
	砂山	2.0	40	湊、南海電鉄和歌山港駅付近	
	た	大新	1.1	20	中之島、県立体育館付近
高松		2.2	45	塩屋6丁目、和歌浦中央病院付近	
な		中之島	1.4	30	中之島、せせらぎ公園付近
		名草	2.7	55	三葛、中央終末処理場付近
		鳴滝	1.2	25	菌部、緑ヶ丘団地付近
		西脇	3.0	60	磯ノ浦、南海ネオポリス
		西和佐	2.0	40	出島、松島水源池付近
		直川	2.9	60	直川、奥畑
		野崎	1.1	20	狐島、報國橋付近
		野崎西	1.8	35	梶取、河北コミュニティセンター付近
	は	八幡台	2.4	50	木ノ本、木ノ本緑ヶ丘団地
		浜宮	2.7	55	毛見、マリーナシティ
東山東		4.7	95	黒谷、阿弥陀寺付近	
広瀬		0.9	20	三木町堀詰、堀詰橋付近	
吹上		1.1	20	吹上1丁目、県庁前交差点付近	
福島		1.2	25	福島、南海電鉄沿線付近	
本町		1.1	20	宇治藪下、宇治取水場付近	
ま		松江	1.7	35	松江西3丁目、河西緩衝緑地付近
		湊	1.5	30	湊、紀の川大橋北詰付近
		宮	1.8	35	鳴神、和歌山インターチェンジ付近
	宮北	1.1	20	黒田、歓喜寺付近	
や	宮前	2.5	50	小雑賀、和田川橋付近	
	安原	3.3	65	冬野、智辯学園下付近	
	安原(吉原)	1.2	20	広原	
わ	山口	5.8	120	滝畑、県道信号付近	
	和歌浦	2.0	40	和歌川町2丁目、中洲橋付近	
	和佐	2.3	45	布施屋、布施屋駅付近	

(注) 通学距離は、インターネット上で提供されているGISを利用して測定。  
通学時間は、距離をもとに単純計算したもの。(徒歩時速3kmと仮定)

児童生徒の最長通学距離 平成19年10月調査 教育総務課

	中学校名	通学距離	通学時間	計測地点	通学方法
あ	有功	3.3	50	藪部、県自動車学校付近	徒歩
	河西	1.7	20	松江、土入橋付近	徒歩
か	加太	5.0	25	大川、大川港付近	自転車
	河北	2.5	15	福島、南海電鉄沿線付近	自転車
	紀伊	7.8	40	滝畑、県道信号付近	JR等
	貴志	3.0	45	栄谷、栄谷公園付近。土入、梶橋付近	徒歩
	紀之川	3.0	15	松島、県紀の川工業用水道管理事務所付近	自転車
	楠見	3.6	55	栄谷、栄谷第4団地付近	徒歩
さ	城東	2.5	40	北出島、東公園体育館付近	徒歩
	西和	3.0	15	汐見町1丁目、海草橋付近	自転車
た	高積	5.7	30	出島、松島水源池付近	自転車
	東和	3.0	45	小雑賀、和田川橋付近	徒歩
な	西浜	3.7	20	田野	自転車
	西脇	4.0	20	磯ノ浦、南海ネオポリス	自転車
	日進	4.8	25	田尻、名草山ゴルフセンター付近	自転車
	東	7.0	35	黒岩、皿池付近	自転車
は	伏虎	2.0	30	宇治藪下、宇治取水場付近	徒歩
	明和	4.3	20	毛見、マリーナシティ	自転車

(注) 通学距離は、インターネット上で提供されているGISを利用して測定。  
通学時間は、距離をもとに単純計算したもの。(徒歩時速4km、自転車時速12kmと仮定)

小学校

最長通学距離	学校数	該当校(住所)
1km以下	4	
2km以下	32	
3km以下	13	
4km以下	2	貴志(ふじと台)、安原(冬野)
4km超	3	加太(大川)、山口(滝畑)、東山東(黒谷)

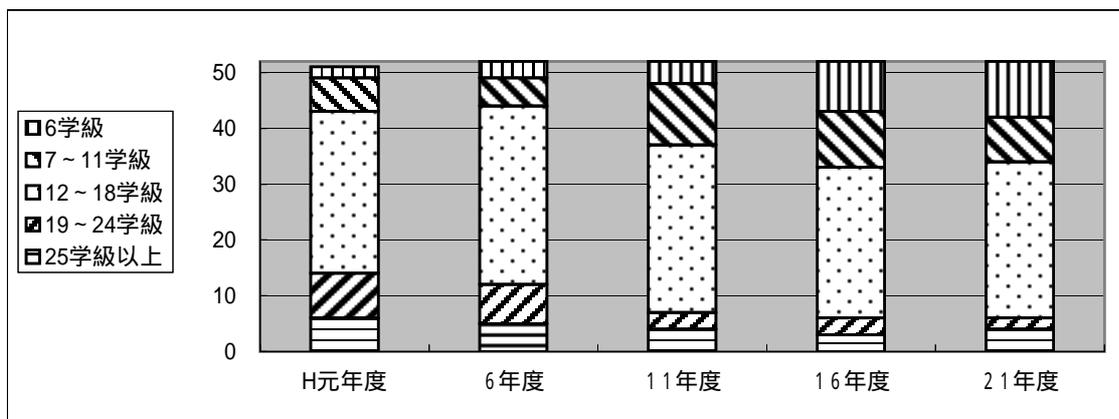
中学校

最長通学距離	学校数	該当校(住所)
1km以下	0	
2km以下	2	
3km以下	6	
4km以下	4	
5km以下	3	
6km以下	1	高積(出島)
6km超	2	紀伊(滝畑)、東(黒岩)

規模別学校数推移(分校を含まず、特別支援学級を含まず)

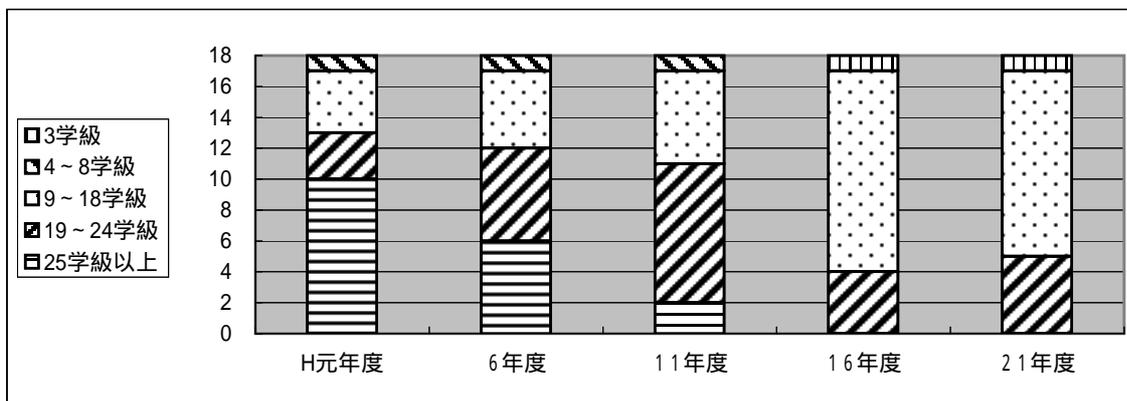
(小学校)

	H元年度	6年度	11年度	16年度	21年度
6学級	2	3	4	9	10
7～11学級	6	5	11	10	8
12～18学級	29	32	30	27	28
19～24学級	8	7	3	3	2
25学級以上	6	5	4	3	4
学校数合計	51校	52校	52校	52校	52校



(中学校)

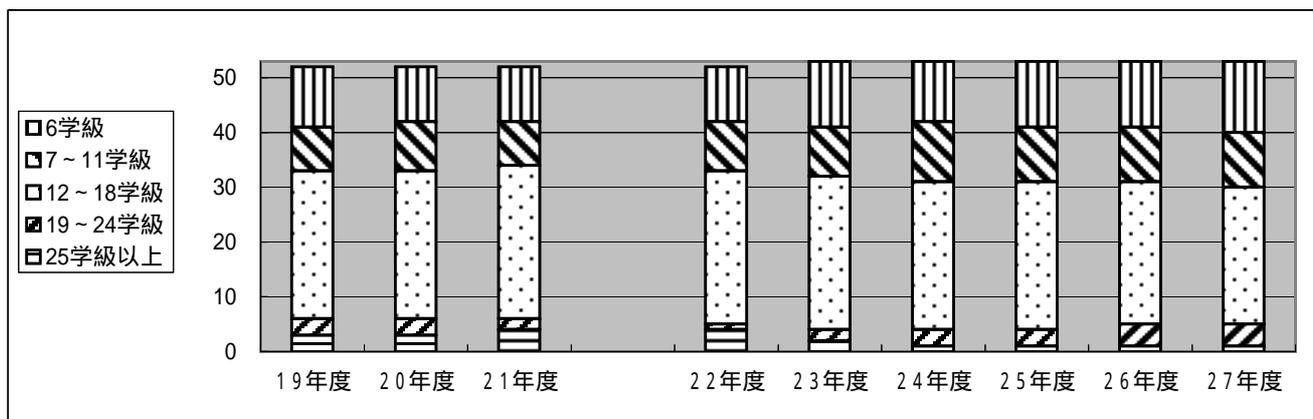
	H元年度	6年度	11年度	16年度	21年度
3学級	0	0	0	1	1
4～8学級	1	1	1	0	0
9～18学級	4	5	6	13	12
19～24学級	3	6	9	4	5
25学級以上	10	6	2	0	0
学校数合計	18校	18校	18校	18校	18校



### 規模別学校数推計(分校を含まず、特別支援学級を含まず)

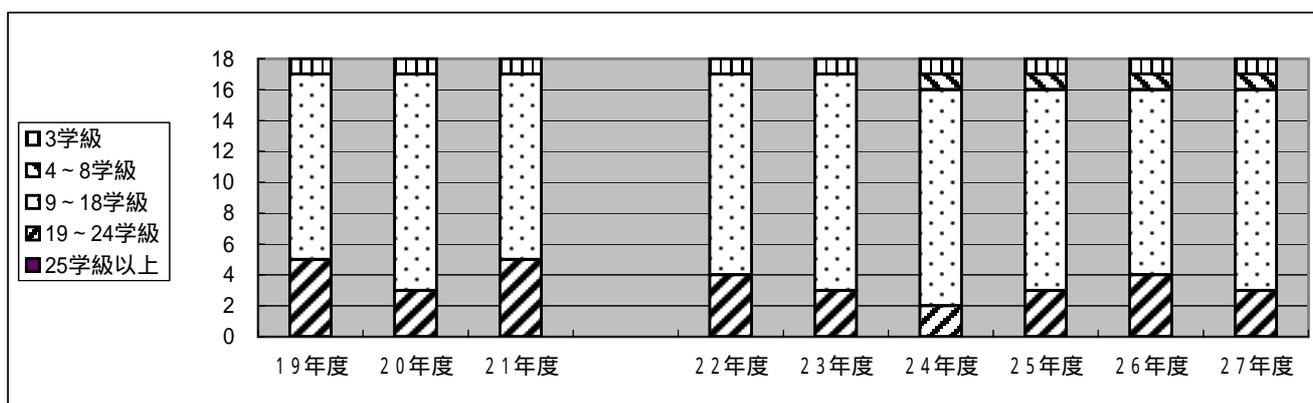
22年度以降は、21年5月1日の住民基本台帳を参考に各学校の入学時の増減を考慮した推計  
(小学校)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
6学級	11	10	10	10	12	11	12	12	13
7~11学級	8	9	8	9	9	11	10	10	10
12~18学級	27	27	28	28	28	27	27	26	25
19~24学級	3	3	2	1	2	3	3	4	4
25学級以上	3	3	4	4	2	1	1	1	1
学校数合計	52校	52校	52校	52校	53校	53校	53校	53校	53校



### (中学校)

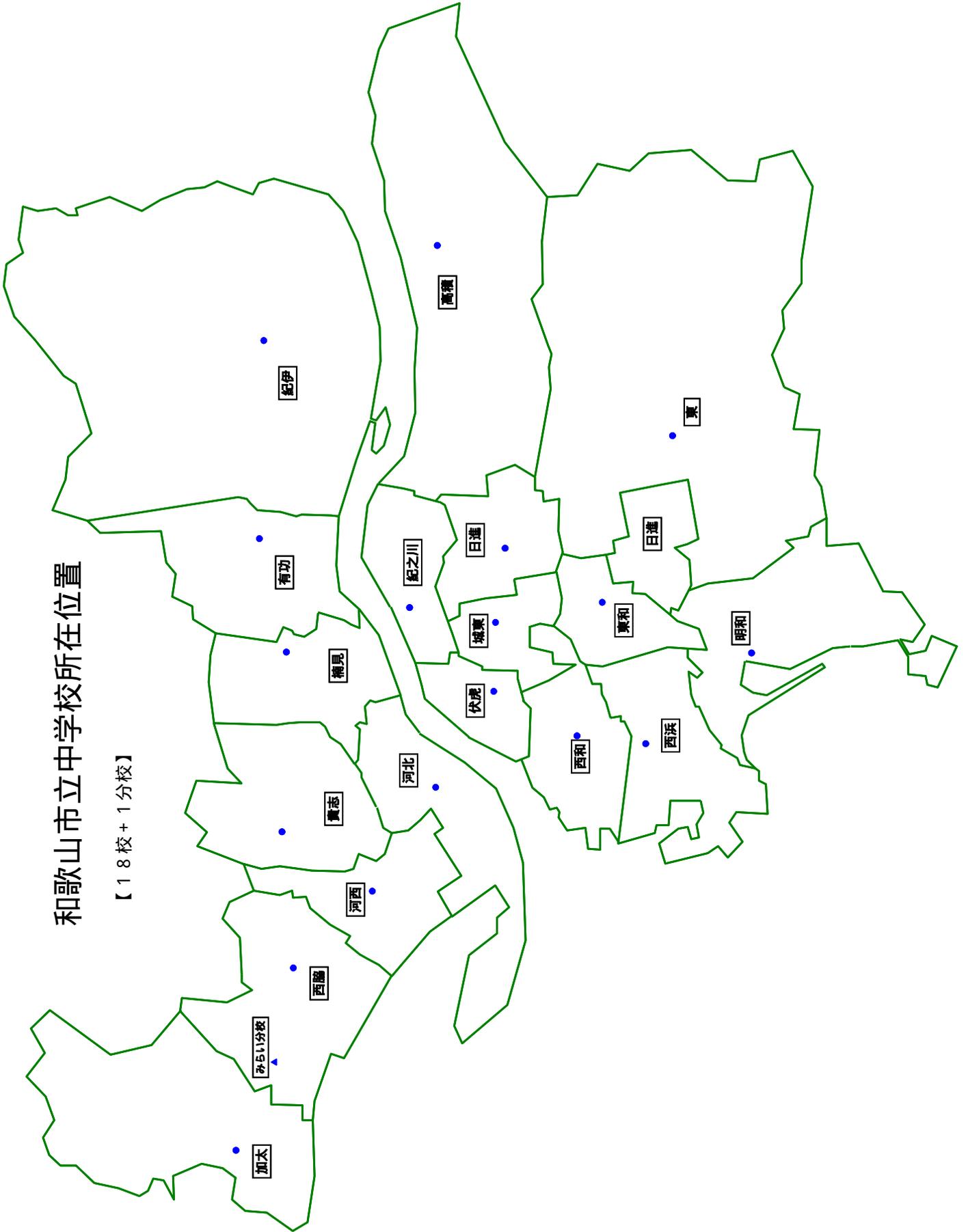
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
3学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4~8学級	0	0	0	0	0	1	1	1	1
9~18学級	12	14	12	13	14	14	13	12	13
19~24学級	5	3	5	4	3	2	3	4	3
25学級以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校数合計	18校								





# 和歌山市立中学校所在位置

【18校 + 1分校】





和歌山市立学校数の推移

年度	小学校数			中学校数		
	本校	分校	備考	本校	分校	備考
昭和 26 (1951)	26		本町、大新、広瀬、吹上、雄湊、城北、砂山、高松、宮北、新南、雑賀崎、雑賀、宮、四箇郷、芦原、中之島、和歌浦、宮前、湊、野崎、三田、名草、松江、木本、貴志、楠見	9		日進、伏虎、東和、西和、城東、西浜、明和、河北、河西
27 (1952)						
28 (1953)	28		岡崎、西和佐が編入	10		紀之川(伏虎から分離)
29 (1954)						
30 (1955)	33	1	西脇、和佐、山東、東山東、安原、吉原分校が編入	11		岡崎が編入
31 (1956)						
32 (1957)	38	2	有功、直川、川永、小倉、加太、大川分校が編入	16		西脇、河南、山東、東山東、安原が編入
33 (1958)						
34 (1959)	40	4	紀伊、小豆島分校、山口、滝畑分校が編入	19		紀伊、加太、小倉が編入
35 (1960)						
36 (1961)	40	5	有功ヶ丘学園分校(有功)	16	1	東(岡崎、山東、東山東、安原が統合) 有功ヶ丘学園分校(紀伊)
37 (1962)						
38 (1963)						
39 (1964)						
40 (1965)						
41 (1966)						
42 (1967)						
43 (1968)						
44 (1969)						
45 (1970)						
46 (1971)	41	5	太田(宮から分離)			
47 (1972)						
48 (1973)	43	5	今福(砂山から分離)、野崎西(野崎から分離)			
49 (1974)						
50 (1975)	43	6	愛徳分校(雑賀)			愛徳分校(西浜)
51 (1976)						
52 (1977)	43	7	有功ヶ丘学園分校廃校 虎伏分校(宮)、あおい分校(高松)	16	2	有功ヶ丘学園分校廃校 虎伏分校(日進)
53 (1978)						
54 (1979)	44	7	鳴滝(有功から分離)			
55 (1980)						
56 (1981)	46	7	四箇郷北(四箇郷から分離)、福島(野崎から分離)			
57 (1982)						
58 (1983)	47	7	八幡台(木本、西脇から分離)	15	2	高積(小倉、河南が統合)
59 (1984)						
60 (1985)	48	6	あおい分校廃校、浜宮(名草から分離)			
61 (1986)						
62 (1987)	49	6	楠見西(楠見から分離)	16	2	楠見(伏虎から分離)
63 (1988)						
平成 1 (1989)	51	5	大川分校廃校			
2 (1990)						
3 (1991)	51	6	楠見東(楠見から分離)、貴志南(貴志から分離)	16	2	有功(紀伊から分離)
4 (1992)						
5 (1993)	51	6	有功東(有功から分離)	17	2	貴志(河西から分離)
6 (1994)						
7 (1995)	51	6				
8 (1996)						
9 (1997)	51	6				
10 (1998)						
11 (1999)	52	5				
12 (2000)						
13 (2001)	52	5				
14 (2002)						
15 (2003)	52	5				
16 (2004)						
17 (2005)	52	4	愛徳分校廃校			愛徳分校廃校
18 (2006)						
19 (2007)	52	4				
20 (2008)						
21 (2009)	52	4	みらい分校(虎伏分校から名称変更)	18	1	みらい分校(虎伏分校から名称変更)

## 学校の適正規模関連法令

### 学校教育法施行規則（抜粋）

#### （学級数）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

#### （分校の学級数）

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

#### （準用規定）

第七十九条 第四十一条から第四十九条（中略）までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、（中略）読み替えるものとする。

### 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）

#### （適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## 適正規模についての意識

「和歌山市の教育に関するアンケート調査結果報告」(平成20年3月、和歌山市教育委員会)から抜粋

### 望ましい小学校の規模

(単位 %)

	住民	保護者	小学校教師	中学校教師	小学校校長	中学校校長
複式学級でもよい	4.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0
1学年1学級がよい	6.9	3.4	1.9	2.0	0.0	0.0
1学年2～3学級がよい	64.6	69.3	96.2	69.4	100.0	82.4
1学年4～6学級がよい	21.6	22.4	1.9	28.6	0.0	17.6
1学年7学級以上がよい	2.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0

### 望ましい中学校の規模

(単位 %)

	住民	保護者	小学校教師	中学校教師	小学校校長	中学校校長
複式学級でもよい	2.1	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0
1学年1学級がよい	5.6	2.2	0.0	0.0	0.0	5.6
1学年2～3学級がよい	39.8	33.7	21.3	13.5	26.0	16.7
1学年4～6学級がよい	45.5	54.1	74.7	84.6	72.0	77.8
1学年7学級以上がよい	7.0	8.1	4.0	1.9	2.0	0.0

アンケートは、平成19年7月～9月実施。(回答者11,185人)

## 和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、和歌山市立の小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項を調査検討するため、和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域関係者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の全般的な事務処理を行うために、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別に定める要綱に基づき運営する。
- 3 作業部会は、委員会の事務局を兼ねる。

(地域別協議会)

第8条 会長は、各地域からの意見を聴取するために必要と認めるときは、委員会に諮り、地域別協議会を置くことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

和教総 第174号  
平成20年7月16日  
(2008年)

和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会会長 様

和歌山市教育委員会

和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置について（諮問）

学校規模の適正化については、さまざまな教育改革の方向性が出される中で、調査研究が進められてきており、自治体における教育行政の最大の課題と位置付けられてきています。このような中、和歌山県教育委員会では、平成18年1月に「和歌山の未来をひらく義務教育」（義務教育ニュービジョン研究会議）を発表、同年6月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針を策定し、適正規模の基準、学校統廃合の検討、その際の留意点などが示されました。

本市におきましても、現在小規模校は増加傾向にあり、今後さらに児童数が減少することが予想されており、将来に向けて良好な教育環境を考える上からも、「小・中学校の適正規模・適正配置」は重大な課題となっております。

つきましては、今後の和歌山市立小・中学校の適正規模・適正配置への対応を考える上で、次の事項について貴調査検討委員会のご意見をいただきたくお願い申し上げます。

1. 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関すること
2. 市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る具体的方策に関すること

## 会議の開催経過

回	開催日	内 容
第1回	平成20年 7月16日 (水)	委員の委嘱、会長・副会長の選出 諮問について 会議の公開について 会議の日程について 和歌山市の学校規模等の現状について
第2回	平成20年 8月29日 (金)	小規模校のメリット、デメリットについて 大規模校のメリット、デメリットについて 適正規模化の必要性、課題や不安要素について
第3回	平成20年 10月17日 (金)	適正規模、適正配置の基本的な考え方について 適切な児童・生徒集団の確保 地域との関わり 適正規模化・適正配置の手法 適正規模化を行う上での留意点
第4回	平成21年 1月29日 (木)	中間まとめ(案)について
第5回	平成21年 5月28日 (木)	適正規模化・適正配置の方策について (1)小規模校に対する方向性 市中心部 市周辺部の人口減少地域 分校
第6回	平成21年 7月31日 (金)	適正規模化・適正配置の方策について (2)大規模校に対する方向性 当面の具体的な取り組みについて (1)児童・生徒数の減少についての問題提起 (2)具体的な取り組みについて 市中心部の小規模校
	平成21年 8月28日 (金)	京都市教育委員会及び京都市立洛央小学校訪問
第7回	平成21年 10月20日 (火)	当面の具体的な取り組みについて (2)具体的な取り組みについて 市周辺部の小規模校 分校 大規模校 (3)その他 答申(案)について
第8回	平成22年 1月21日 (木)	答申(案)について

## 和歌山市立学校適正規模適正配置調査検討委員会 委員名簿

( 会長 副会長)(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 等
<small>アダチ</small> 足立 <small>モトヒロ</small> 基浩	和歌山大学経済学部 准教授
<small>カワノ</small> 川野 <small>マサアキ</small> 雅章	和歌山商工会議所 青年部監事
<small>カンザキ</small> 神崎 <small>ツトム</small> 務	野崎西小学校 教諭
<small>キシ</small> 貴志 <small>セツコ</small> 節子	前広瀬小学校 校長
<small>キンバラ</small> 金原 <small>サチコ</small> 佐知子	伏虎中学校 教諭
<small>サカシタ</small> 坂下 <small>シゲユキ</small> 重幸	和歌山市小学校PTA連合会 会長
<small>スギヤマ</small> 杉山 <small>キヨイチ</small> 清一	和歌山市自治会連絡協議会 会長
<small>タナカ</small> 田中 <small>シホ</small> 志保	弁護士
<small>トリイ</small> 鳥居 <small>カエコ</small> 賀柄子	宮前小学校 校長
<small>ノマ</small> 野間 <small>ユミコ</small> 弓子	前加太中学校 校長
<small>ヤノ</small> 矢野 <small>ユキシゲ</small> 幸茂	和歌山市中学校PTA連合会 会長
<small>ヤハギ</small> 矢萩 <small>キコウ</small> 喜孝	和歌山大学教育学部 教授
<small>ヨネダ</small> 米田 <small>テツロウ</small> 哲朗	河西中学校 校長

(平成21年4月1日現在)